

千葉市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求（28千監（住）第1号）に係る監査を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議に至りませんでした。請求人への通知内容を別紙のとおり公表します。

平成29年5月26日

千葉市監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	酒	井	伸	二
同	石	井	茂	隆

目次

第1	請求の受付	1
1	請求の要旨	1
2	請求人	4
3	請求書の提出日	4
4	請求の要件審査	4
第2	監査の実施	4
1	監査の対象事項	4
2	監査対象部局	5
3	監査の実施場所	5
4	監査の日程	5
5	請求人の証拠の提出及び陳述	5
6	関係職員の陳述	5
7	関係人に対する事情聴取	5
第3	監査の結果	6
1	事実の確認	6
(1)	千葉朝鮮学園及び千葉朝鮮学校について	6
(2)	補助金交付要綱制定の経緯について	7
(3)	地域交流事業補助金支出の根拠法令等について	7
(4)	千葉朝鮮学園に支出された地域交流事業補助金について	8
(5)	文部科学大臣通知について	12
2	監査対象部局の説明	12
(1)	補助金交付要綱第3条第3号に規定する営利を目的とするものについて	12
(2)	補助金交付要綱第3条第1号に規定する地域住民への周知について	13
(3)	地域交流事業補助金の交付決定に係る補助対象団体の健全性の審査について	14
(4)	補助金交付要綱及び地域交流事業補助金支出の公益上の必要性について	14
3	関係人の説明	15
(1)	芸術発表会のプログラムにおける広告掲載の実態について	15
(2)	金剛保険株式会社及びハナ信用組合の広告について	16
(3)	寄附金の募集及び受入方法	16
(4)	千葉朝鮮学園の収支について	16
(5)	周知した地域住民の範囲について	16
(6)	補助事業の効果について	17
4	判断	18
(1)	本件補助金支出における補助金交付要綱違反等の有無について	18
ア	本件広告は、補助金交付要綱第3条第3号に規定する「営利を目的とするものでないこと」として認められるか否か	18
イ	芸術発表会の実施に際し、補助金交付要綱第3条第1号に規定する地域住民への周知性が認められるか否か	21
ウ	本件補助金支出における千葉市補助金交付規則違反の有無について	22
(2)	本件補助金支出における公益上の必要性の有無について	24

第1 請求の受付

1 請求の要旨

本件監査請求の要旨は次のとおりである（以下、番号も含め原文のまま掲載する。）。

1 請求の要旨

- (1) 千葉市長は千葉市花見川区浪花町965番地にある学校法人千葉朝鮮学園（以下、「千葉朝鮮学校」という。）に対し、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）（証1）に基づき、平成28年5月2日に決裁し、同年5月17日に、金455,000円を支払った。（証2）
- (2) 千葉朝鮮学校は、「第44回在日朝鮮学生美術展 千葉展」（以下、「美術展」という。）及び芸術発表会を補助金交付要綱の対象とした。（証2）
- (3) 美術展は、在日朝鮮学生美術展覧会実行委員会の主催により千葉市美術館市民ギャラリーに於いて平成27年12月1日～6日まで開催し、千葉朝鮮学校は、この美術展を「ウリハッキョと千葉のともだち展」と称して補助金交付要綱の対象とした。（証3）
- (4) また、千葉朝鮮学校は、「芸術発表会」を千葉市美浜文化ホールに於いて平成28年2月27日に開催し、補助金交付要綱の対象とした。（証4）
- (5) 「芸術発表会」について
芸術発表会において、千葉朝鮮学校はプログラム（証5）を来場者全員に配布している。それらのプログラムには、朝鮮学校関係者及び支援者等の名前が記されている広告がある。プログラムに載せている広告について、千葉朝鮮学校は、『日頃より学園がお世話になっている方に対して、感謝の意を込めて載せている』（千葉市職員措置請求（27千監（住）第1号）に係る関係職員陳述記録8頁）（証6）と千葉市に説明している。
- (6) 補助金交付要綱3条3号について
補助金交付要綱第3条（3）では、「営利を目的とするものでないこと。」としている。通常一般の普通の読み方から、同号は千葉朝鮮学校に求めた要綱である。
- (7) 「芸術発表会」のプログラム（証5）について
千葉朝鮮学校は「感謝の意を込めて載せている」としているが、その掲載内容が補助金交付要綱3条3号乃至6号に該当するものでなければならぬのは、補助金交付を受ける者に求められた要件である。
然るに、その掲載内容は、千葉朝鮮学校が主張する「感謝の意を込めて載せている」ものもあれば、掲載内容が当該企業等の「営利を目的とした」広告もある。
顕著に表れているのが、「金剛保険株式会社」及び「ハナ信用組合」の広告である。
「感謝の意を込めて載せている」のであっても、その掲載内容が「営利を目的として」いる内容であれば、本件補助金交付要綱3条3号に該当しないのは明白である。
その他の広告においては、「従業員募集中」などの企業広告もあるが、千葉朝鮮学校の「芸術発表会」への祝辞が掲載されていることから、当該企業が千葉朝鮮学校を支援し、千葉朝鮮学校が「感謝の意を込めて載せている」広告と概ね理解できる

が、「金剛保険株式会社」及び「ハナ信用組合」においては、千葉朝鮮学校に対する祝辞すらない。

「金剛保険株式会社」は、千葉支社のゴム印が押されていることから日本国内に散在し、全国共通のパンフレットであることが認められ、「あなたの保険証券を無料で診断します！」とあり、キャンペーン期間が記され、通常一般に配布される営利を目的とした営業のパンフレットである。

「ハナ信用組合」には、「上野支店新築記念〈特別融資〉」と銘打ってローンの利率などが記され、窓口に置かれてあるパンフレットそのものである。

これらは、明らかに「営利を目的とした企業広告」である。

千葉朝鮮学校が主催する「芸術発表会」で、千葉朝鮮学校自体が営利を目的としていなくても、会場で配布されるすべての配布物において、「営利を目的とするものではないこと。」は、当然、補助金交付を受ける者に課せられた要件である。

千葉市も配布物に際して「営利を目的とするものではないこと。」「政治的目的を有するものでないこと。」「宗教的目的を有するものでないこと。」に厳正でなくてはならない。

仮に、本件請求が認められないとするならば、千葉朝鮮学校の名前がなければ、「営利を目的」、「政治的目的」、「宗教的目的」であっても、どのような配布物でも罷り通ることになり、本件補助金交付要綱の根幹を揺るがしかねない。

日頃から世話になっているからと言って、営利目的、政治的目的及び宗教的目的となるチラシ等を配布してもいいという理由にはならない。

(8) 朝鮮学校について

千葉朝鮮学校に対する補助金の交付は、日本国政府の方針に逆行している。

政府答弁による朝鮮学校の認識とは（証7）。

平成24年3月1日衆議院文教科学委員会：松原国家公安委員会委員長は、

『朝鮮総連は、北朝鮮と極めて密接な関係を有する団体であると認識をいたしております。また、朝鮮総連は、朝鮮人学校と密接な関係にあり、同校の教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識をいたしております。警察においては、朝鮮人学校に及ぼす影響を含む朝鮮総連の各種動向について、公共の安全と秩序の維持という観点から、従前から重大な関心を持って情報を収集しているものと承知をいたしております。』と述べている。

この答弁は従前からの政府答弁を踏襲するものでもあるが、民主党政権下においても、千葉朝鮮学校を含めた日本国内の全ての朝鮮学校が北朝鮮の支配下にある朝鮮総連の影響下にあるということが、疑いようのない事実であったとした政府見解である。

また、千葉朝鮮学校が、(株)整理回収機構によって資産仮差押えを受けていることも、何ら解決しておらず、千葉県及び千葉市の、資産仮差押えの事実確認に対する朝鮮学校からの対応もなく不誠実である。

これに付け加えるならば、補助金交付要綱は千葉朝鮮学校の為に作られた制度であるのは、対象になる学校の財政等の健全性を問わないことから明白である。

千葉市の全ての補助金制度は、その運営に関し健全性を求めている。

(株)整理回収機構の仮差押えを受けている千葉朝鮮学校が健全な学校運営を行っていないのは明白であるが、千葉市は、仮差押えについての事実確認及び問題解決への対応がなされていない不誠実な状態でも、千葉朝鮮学校への補助金支出に躍起である。

平成28年3月29日付で、文部科学省から「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について（通知）」が千葉県知事に通知され、千葉市にも通達されている。

千葉市においては、「千葉市外国人学校地域交流事業補助金」制度は、千葉朝鮮初中学校のために設けた制度ではないと強弁し、文部科学省の通知を朝鮮学校に対する支援ではなく外国人学校が行う事業に対する補助金であると強弁するが、権力を持つ行政の見苦しい言い訳である。

項目が事業に対する補助金であれ、その支払対象先が朝鮮学校となるならば、文部科学省の通知の対象となるのは通常一般の考え方で明白であろう。

校地等が仮差押えの状態であり、明らかに財政状況が不良である千葉朝鮮学校に千葉市民の血税を垂れ流しているのが、現在の千葉市である。

その背景となっているのが、横田めぐみさんを拉致し、暗殺を行うなどの北朝鮮の脅威に対し声を挙げることなく、逆に北朝鮮を応援すべく北朝鮮のミサイル発射を平成21年12月16日の千葉市議会において「北朝鮮の人工衛星発射」などと宣う市民ネットワークの女性議員、〇〇議員及び〇〇議員などの女性議員で構成される「朝鮮学校を支援する千葉県民と女性議員の会」である。

子供である横田めぐみさんの北朝鮮による拉致には無頓着で、朝鮮学校の子供達を応援するためには自ら行動を起こす、自分達は優しい人間だとする人達である。

女性議員らは一様に、「子供が教育を受けられる権利を守れ、子供には罪はない」と言うが、日本国内においては、国籍に関係なく誰でも義務教育を受けられる権利は守られており、加えて、親が学校を選ぶ権利まで守られていることから、在日朝鮮人及び韓国人が、自らの意思で朝鮮学校に通わせることを選択しただけである。

しかも、不法滞在の外国人の子供でも、義務教育を受ける権利があるとしているのが日本国である。

子どもに罪はないというのであれば、朝鮮学校に通わせているのはその親であり、朝鮮学校が1条校ではなく各種学校であることを自ら認識し、その各種学校に子供らを通わせている親に問題があるということである。

朝鮮学校は日本の学校の規定に縛られる事なく、独自の教育を行う為に設立された教育機関であり、自ら望んで各種学校としている。

そのためカリキュラム・教育方針ともに日本の学校の規定に当てはまらないのは当然であり、独自の教育を行う為にあえて1条校の枠組みに入らなかった朝鮮学校を、「1条校と区別するのは不当だ」と、差別にすり替えるのは誤りである。

また、在日韓国人・朝鮮人によって運営されている財団法人朝鮮奨学会では、学校教育法第1条に規定する学校を奨学援護対象としており、各種学校である朝鮮学校を奨学援護対象としていない。(証8)

これは、在日韓国人・朝鮮人が朝鮮学校に対し、公益性を認めていないという証左であり、その朝鮮学校に千葉市の公金を支出するのは不条理である。

このように、北朝鮮本国及び朝鮮総連の影響下にある朝鮮学校へ補助金を支出する行為は市民だけでなく、拉致被害者及びその家族、日本国民全体を愚弄する行為であり、何の公共性も見出せない無駄な支出である。

また、補助金交付要綱にも意図的な瑕疵があることは上記（８）で述べたとおりであるが、上記（５）乃至（７）から、補助金交付要綱に係る朝鮮学校への平成２７年度の補助金の支払いは不当である。

よって監査委員は、千葉市長に対し次のとおり勧告することを求める。

「千葉市長は朝鮮学校に対し、支払った金４５５，０００円の返還を求めること。」

（請求書添付の「事実証明書」略）

２ 請求人

千葉市稲毛区住民 １名

３ 請求書の提出日

平成２９年３月２９日

４ 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「自治法」という。）第２４２条第１項及び第２項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

第２ 監査の実施

千葉市監査執行規程（平成２９年千葉市監委訓令（甲）第１号）に準拠し、次のとおり監査を実施した。

１ 監査の対象事項

千葉市長が、学校法人千葉朝鮮学園（以下「千葉朝鮮学園」という。）に対し、平成２８年５月２日に決裁し、同年５月１７日に支出した千葉市外国人学校地域交流事業補助金（以下「地域交流事業補助金」という。）４５５，０００円のうち、芸術発表会に係る補助金（以下「本件補助金」という。）２１３，０００円の支出が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

※ 下記５のとおり、請求人は、陳述において、在日朝鮮学生美術展千葉展（以下「美術展」という。）は請求の対象としないと述べたことから、芸術発表会に係る補助金の支出のみを監査の対象とした。

2 監査対象部局

こども未来局を監査対象部局とした。

3 監査の実施場所

千葉市役所本庁舎 5階 監査委員事務局

4 監査の日程

年 月 日	内 容	
平成 29 年 4 月 6 日	平成 29 年度第 1 回監査委員会議	審議
平成 29 年 4 月 17 日	平成 29 年度第 2 回監査委員会議	請求人の証拠の提出及び陳述 関係職員の陳述
平成 29 年 4 月 27 日	平成 29 年度第 3 回監査委員会議	関係人に対する事情聴取
平成 29 年 5 月 19 日	平成 29 年度第 4 回監査委員会議	審議
平成 29 年 5 月 26 日	平成 29 年度第 5 回監査委員会議	審議

5 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対し、平成 2 9 年 4 月 1 7 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠が提出されるとともに、請求内容についての補足説明がなされた。

その際、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に規定する地域住民の範囲について、前回の千葉市職員措置請求（2 7 千監（住）第 1 号。以下「平成 2 7 年度職員措置請求」という。）及びその後の住民訴訟における監査対象部局の説明が整合性に欠けると、追加して主張した。

また、請求書には、美術展及び芸術発表会に係る補助金の支出について記載しているが、美術展は請求の対象としないと述べた。

6 関係職員の陳述

平成 2 9 年 4 月 1 7 日、こども未来局の職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、請求人が立会った。

7 関係人に対する事情聴取

自治法第 1 9 9 条第 8 項の規定に基づき、平成 2 9 年 4 月 2 7 日、関係人として千葉朝鮮学園の理事である、千葉朝鮮初中級学校（以下「千葉朝鮮学校」という。）校長の事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 千葉朝鮮学園及び千葉朝鮮学校について

ア 千葉朝鮮学園について

千葉朝鮮学園は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に規定する「専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人」（以下「準学校法人」という。）として、昭和42年8月23日付けで千葉県知事の認可を受けて設立されている。認可に当たっては、「1 日本国憲法、教育基本法等国内法を遵守し、公共の利益を守り、公の秩序に反しない教育をすること。 2 外国人学校として、日本国との友好と親善に資する教育をすること。」との条件が付されている。

法人の設立目的は、千葉朝鮮学園の寄附行為第3条（目的）において、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、私立各種学校を設置し、朝鮮人子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会で活躍しうる人材を育成することを目的とする。」とされている。

イ 千葉朝鮮学校について

千葉朝鮮学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校であり、県内で唯一の朝鮮学校である。設置者は千葉朝鮮学園で、昭和40年12月15日付けで千葉県知事から認可を受けている。

千葉朝鮮学校の学則第1条（目的）において、「本校は、学校教育法にもとづき本校に入学する、在日朝鮮人子女に対し初等、中等の普通教育を施し朝鮮人として必要な教養をかん養し、併せて朝日両国民の親善に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」とされており、日本の小学校に当たる6年制の初級部及び日本の中学校に当たる3年制の中級部から構成されている。

入学資格について、初級部は、学齢に達した朝鮮民族児童、中級部は、朝鮮民族の子女で、初級部を卒業した者又は相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者とされている。

平成27年4月1日現在の千葉朝鮮学校の在籍児童及び生徒数は、初級部52人及び中級部28人の合計80人であり、県内の千葉市ほか5市から日本における義務教育段階の朝鮮民族児童及び生徒が通学しており、そのうち、千葉市からは初級部29人及び中級部15人の合計44人が通学している。また、在籍児童及び生徒の国籍の内訳は、朝鮮籍32人、韓国籍45人及び日本籍3人であり、そのうち千葉市に在住する児童及び生徒数は、朝鮮籍16人、韓国籍25人及び日本籍3人の合計44人である。

教育課程は、初級部においては、国語、社会、朝鮮歴史、朝鮮地理、算数、理科、日本語、英語などの11課程とされ、中級部においては、国語、社会、朝鮮歴史、朝鮮地理、数学、理科、日本語、英語、情報などの13課程とされている。

ウ 財産の仮差押えについて

平成29年4月18日現在の登記事項証明書によると、千葉朝鮮学園が所有する千葉朝鮮学校の学校用地及び建物等について、原因を平成21年9月17日東京地方裁判所仮差押命令、債権者を株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」という。）、債務者を千葉朝鮮学園とする同月18日付け仮差押えの登記がされていた。

(2) 補助金交付要綱制定の経緯について

千葉朝鮮学園に対する助成については、昭和58年度から平成23年度まで、千葉朝鮮学校在籍する児童及び生徒が居住する市町で構成する千葉朝鮮学園振興協議会（以下「協議会」という。）を通じて、教育研究経費、管理経費及び設備関係費を助成対象経費として行われていたが、会員市町の減少にともない平成25年3月に協議会を解散した。

協議会の解散後、千葉市は、他市の状況や朝鮮学校と朝鮮学校以外の外国人学校との間の公平性を踏まえ、朝鮮学校以外の外国人学校をも補助対象とすることが適当であると判断し、補助金の交付対象を、外国人学校が実施する学校行事のうち、児童及び生徒と地域住民との交流に資するもので、一定の補助要件に該当するものとして、平成25年12月1日、こども未来局長の専決により補助金交付要綱を制定し、同日施行した。

(3) 地域交流事業補助金支出の根拠法令等について

ア 地域交流事業補助金交付の根拠となる関係法令の規定

(ア) 私立学校法

準学校法人に対する補助の根拠規定として、私立学校法第64条第5項において準用する同法第59条（同法第64条第5項後段の規定による読替え後の同法第59条）によると、「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、準学校法人に対し、私立専修学校又は私立各種学校教育に関し必要な助成をすることができる。」とされている。

(イ) 私立学校振興助成法

準学校法人に対する補助の根拠規定として、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第16条において準用する同法第10条本文によると、「国又は地方公共団体は、準学校法人に対し、第4条、第8条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の場合よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。」とされている。

(ウ) 地方自治法

自治法第232条の2によると、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。

イ 地域交流事業補助金支出に関する千葉市関係規程

地域交流事業補助金は、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号)及び補助金交付要綱に基づき交付されている。

補助金交付要綱によると、外国人学校(本市に所在する各種学校であって、我が国に居住する外国人の子ども(学校教育法第1条に定める小学校又は中学校の児童又は生徒に相当する年齢の子どもに限る。)を教育するものをいう。)における地域交流の取組みを促進し、もって在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促すため、外国人学校が実施する学校行事のうち、児童及び生徒の地域住民との交流に資するものであって、補助金交付要綱第3条各号に規定される補助要件を満たすものについて、地域交流事業補助金を交付するとされている。

補助対象経費は、地域への周知・広報に係る経費、会場の確保・設営に係る経費並びに芸術及び芸能を実演するために児童又は生徒が使用する物品等の調達及び維持管理に係る経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、施設機材等の使用料・賃借料、備品購入費及び負担金とされており、補助率は補助対象経費の10分の10、補助上限額は1校あたり年間500,000円(ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とされている。

なお、平成29年5月1日現在、地域交流事業補助金の対象となる外国人学校は、千葉朝鮮学校1校である。

(4) 千葉朝鮮学園に支出された地域交流事業補助金について

ア 地域交流事業補助金の補助事業について

地域交流事業補助金実績報告書等によると、補助事業の概要は次のとおりである。

(ア) 平成27年度 美術展

事業主体	千葉朝鮮学校
目的	千葉朝鮮学校の児童生徒を含む在日朝鮮学生的美術展を開催し、美術を通じて児童生徒と地域住民との交流を図り、相互理解を深めることにより、児童生徒が、祖国と日本の相互の文化や立場を尊重しながら、健やかに成長していくことを目指す。
開催日	平成27年12月1日(火)から同月6日(日)までの6日間
開催場所	千葉市美術館市民ギャラリー
入場料	無料
物品販売等	行っていない。
事業内容	<p><展示>美術作品 計954点</p> <p>a 千葉朝鮮学校の児童及び生徒による作品 159点</p> <p>b 近隣小中学校の児童及び生徒による招待作品 105点</p> <p>c 全国を巡回する在日朝鮮学生美術展覧会の入選作品 690点 (そのうち、千葉朝鮮学校の児童及び生徒の作品 157点)</p> <p>※会場では、どの作品が、千葉朝鮮学校の児童及び生徒の作品、近隣小中学校の児童及び生徒の作品又は巡回展の入選作品であるかが、来場者に分かるように展示された。</p> <p><企画></p> <p>a 花園中学校の美術部員(生徒8人及び教員2人)と千葉朝鮮学校の生徒等との交流会</p> <p>b 千葉大学の学生等(学生7人及び教授2人)と千葉朝鮮学校の美術教員及び出展者等との交流会</p> <p>c 一般来場者向けの出展者によるアーティストトーク</p> <p>d 日本の折り紙でチマチョゴリを作る「折り紙屋台コーナー」</p> <p>e 来場者が自由に感想等を記入できる「千の葉っぱコーナー」</p> <p>f 来場者が交流しながら遊べる「紙コップで作ろうコーナー」</p>
周知方法	<p>a チラシを近隣小中学校(5校)に配布し、近隣宅(約450軒)にポスティングした。</p> <p>b チラシ及びポスターを作成し、図書館(14か所)、公民館(47か所)、区役所(6か所)、市立小中学校等(167校)、JR新検見川駅、京成検見川駅及び近隣商店などに掲示を依頼した。</p> <p>c 父母会の協力のもと、地域新聞にチラシを折り込み、約15,000枚を配布した。</p> <p>d 近隣小中学校長など(約100人)に招待状を送付した。</p> <p>e 千葉朝鮮学校のフェイスブックを使って周知した。</p> <p>f 教育研究会での美術分科会や教育市民集会などで周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第48回習志野八千代子供と教育を語る集い(国際交流分科会) ・第29回日朝教育交流会(千葉県教職員組合、千葉県高等学校教職員組合) ・図工美術教育全国研究大会(小5、6分科会) ・第2回千葉県日朝教育交流会 <p>g 千葉テレビ等のメディアにおいて本美術展の開催等が告知された。</p> <p>※なお、上記bのうち、図書館、公民館、区役所及び市立小中学校等については、監査対象部局の職員が、千葉朝鮮学校から協力の依頼を受け、教育委員会等の連絡ボックスを活用し、配布した。</p>
来場者数	延約500人 そのうち日本人 延約350人

(イ) 平成27年度 芸術発表会

事業主体	千葉朝鮮学校										
目的	「70周年を迎える我らの誇りと喜び」のテーマの下、地域の方々を招待して音楽、舞踏、演劇等を披露し、児童生徒と地域住民との交流を図り、相互理解を深めることにより、児童生徒が、祖国と日本の相互の文化や立場を尊重しながら、健やかに成長していくことを目指す。										
開催日	平成28年2月27日(土)										
開催場所	千葉市美浜文化ホールメインホール(客席数 354席)										
入場料	無料										
物品販売等	行っていない。										
事業内容	<p><1部></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ウリハッキョがいちばん、ともだちはいいもんだ [合唱 全校生徒] 2 やさい村のなかまたち [歌とおはなし ヒャンア] 3 たのしい音楽会 [楽器演奏 初級部2、3年生] 4 のど自慢大会 [歌 初級部4、5年生] 5 鈴太鼓の舞 [中級部舞踊 中級部舞踊部] 6 あふれる笑顔 [重唱 中級部男子] 7 アリとセミ [児童劇 初級部1年生] <p><2部></p> <ol style="list-style-type: none"> 8 しあわせを胸に [器楽合奏 高学年及び友情出演] 9 あの日、あの時があったから [歌と詩 中級部1年生] 10 友情出演 虹、SUN [軽音楽演奏 花園中学 軽音楽部] 11 パズル遊びしてみよう [高学年舞踊 高学年舞踊部] 12 心を歌にのせて [現代劇 中級部2年生] 13 楽しいもちつき [低学年舞踊 低学年舞踊教室] 14 70周年を迎える喜び [民俗舞踊 初級部6年生] 15 心をこめて [民族打楽器 中級部3年生] 16 よろこびとしあわせ [フィナーレ 全校生徒] <p>※8には、日本人の指揮者及びマリンバ奏者が出演し、千葉朝鮮学校の生徒と合奏した。また、10には、花園中学校軽音楽部が出演し、千葉朝鮮学校の生徒と共演した。</p> <p>※発表の題目、内容の概要等を記載したプログラムを無料で配布した。</p>										
周知方法	<ol style="list-style-type: none"> a 一般の来場を可能とし、チラシにて周知し、申込みを受け付けた。 b 花見川区役所、花園公民館、近隣小中学校(5校)にチラシの掲示を依頼した。 c 近隣宅(約300軒)にチラシをポスティングした。 d 近隣小中学校長など(約100人)に招待状を送付した。 e 千葉朝鮮学校のフェイスブックを使って周知した。 <p>※なお、芸術発表会の周知に関しては、監査対象部局の職員は関わっていない。</p>										
来場者数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>約300人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校関係者並びに児童・生徒の保護者等</td> <td style="text-align: right;">約220人</td> </tr> <tr> <td>招待者</td> <td style="text-align: right;">約20人</td> </tr> <tr> <td>花園中学校関係者</td> <td style="text-align: right;">約30人</td> </tr> <tr> <td>チラシや口コミによる来場者</td> <td style="text-align: right;">約30人</td> </tr> </table>	約300人		学校関係者並びに児童・生徒の保護者等	約220人	招待者	約20人	花園中学校関係者	約30人	チラシや口コミによる来場者	約30人
約300人											
学校関係者並びに児童・生徒の保護者等	約220人										
招待者	約20人										
花園中学校関係者	約30人										
チラシや口コミによる来場者	約30人										

イ 地域交流事業補助金の補助事業実施に係る事業費について

地域交流事業補助金実績報告書によると、補助事業である美術展及び芸術発表会の実施に係る事業費は、以下のとおりである。

事業費及びその内訳

	事業費	負担区分	
		事業者負担	市補助金対象額
美術展	473,234 円	231,002 円	242,232 円 会場使用料 169,740 円、運搬費 23,522 円、 消耗品費 2,070 円、広告費 46,900 円
芸術発表会	419,613 円	205,980 円	213,633 円 会場使用料 168,790 円、運搬費 37,499 円、 消耗品費 7,344 円
計	892,847 円	436,982 円	455,865 円

補助金確定額 455,000 円 (1,000 円未満切捨て)

ウ 千葉朝鮮学園に対する地域交流事業補助金交付決定の手續等について

地域交流事業補助金の平成 27 年度予算額は 500,000 円 (款：民生費、項：児童福祉費、目：青少年育成費、節：負担金、補助及び交付金) であり、平成 27 年 3 月 5 日に千葉市議会の議決を経て、平成 27 年度当初予算として措置されたものである。

なお、補助金交付要綱により、1 校当たりの年間補助上限額は 500,000 円とされている。

また、千葉市制裁規程 (平成 4 年千葉市訓令 (甲) 第 1 号) 第 5 条及び別表第 1 の規定により、支出負担行為、変更支出負担行為及び支出命令についてはこども企画課長が、補助金交付額の確定についてはこども未来部長が専決している。

千葉朝鮮学園に対する地域交流事業補助金交付決定及び財務会計行為の手續は、以下のとおりである。

地域交流事業補助金交付に係る手續及び財務会計行為

手 続			財務会計行為		
日 付	内 容	金 額	日 付	内 容	金 額
H27.9.1	交付申請書受理	500,000 円	—	—	—
H27.9.1	交付決定及び通知	500,000 円	H27.9.1	支出負担行為決裁	500,000 円
H28.3.31	実績報告書受理	455,865 円	—	—	—
H28.3.31	交付額確定及び通知	455,000 円	H28.3.31	変更支出負担行為決裁	455,000 円
H28.4.26	交付請求書受理	455,000 円	H28.5.2	支出命令決裁	455,000 円
—	—	—	H28.5.17	支出	455,000 円

(5) 文部科学大臣通知について

文部科学大臣から千葉県知事にあて発出された「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」(平成28年3月29日付け文部科学大臣通知(27文科際第171号)。以下「文部科学大臣通知」という。)は、平成28年4月6日付けで千葉県総務部長から各市町村長にあて送付され、監査対象部局は、平成28年4月11日付け千ここ第22号として収受した。

文部科学大臣通知(抜粋)

朝鮮学校に関しては、我が国政府としては、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識しております。

については、各地方公共団体におかれては、朝鮮学校の運営に係る上記のような特性も考慮の上、朝鮮学校に通う子供に与える影響にも十分に配慮しつつ、朝鮮学校に係る補助金の公益性、教育振興上の効果等に関する十分な御検討とともに、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保及び補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供の適切な実施をお願いします。

2 監査対象部局の説明

(1) 補助金交付要綱第3条第3号に規定する営利を目的とするものについて

ア 補助事業について

補助金交付要綱第3条は、補助事業の要件を規定したものである。そのうち第3号に定める「営利を目的」とする行為とは、補助事業において直接、利益を得ることを目的とする行為である。

具体的には、補助事業の実施に必要な経費を超えて利益を上げた場合等は、営利を目的とする行為にあたる。一般的な入場料と比べて高額であるとか、高額な金額で物品を販売しているとか、そのような場合は、営利目的と認定される可能性が高い。

仮に、プログラム掲載等による広告料収入があった場合、そのことのみをもって、営利を目的とする行為に該当するとして、補助対象外とするのではなく、事業の収支に計上して、補助対象経費から差し引くという対応を取ると考えられる。

補助金交付要綱の中には、事業費から市補助金以外の収入を控除し補助金を交付すべきとする旨の規定はないが、平成27年度職員措置請求で意見があったとおり、最少経費による最大の効果の原則に照らし、補助事業によりその他の収入があった場合は控除すべきと考えている。

イ 芸術発表会のプログラムに掲載された広告について

千葉朝鮮学校からは、寄附は、補助事業の収入としてではなく、学校運営全般に関する一般寄附として受け取ったものであり、広告は、寄附や日頃の感謝の意を表すものとしてプログラムに掲載したという説明を受け、確認している。

千葉朝鮮学校は、芸術発表会のプログラムに広告を掲載することにより、広告料等の対価を得ているのではなく、芸術発表会に係る収支決算書にも広告料収入等が

計上されていないことから、広告を掲載することが営利を目的とする行為には該当しない。

なお、千葉朝鮮学園の法人としての収入に広告料収入が計上されていないことは、千葉朝鮮学園の寄附行為第36条に規定する収支計算書により、確認している。

また、請求人は、「本件請求が認められないとするならば、千葉朝鮮学校の名前がなければ、どのような配布物でも罷り通る。」ことになると主張しているが、補助金交付要綱が対象とする地域交流事業は、「児童及び生徒と地域住民との交流に資する。」ものである必要がある。従って、地域交流の趣旨を害するものを配布することは、そもそも要綱の要件を欠くため、補助事業とは認められず、請求人の主張に理由はない。

本件の「金剛保険株式会社」や「ハナ信用組合」の広告は、千葉朝鮮学校が、直接営利を目的として配布しているものではなく、特に地域交流の趣旨を害する内容とまでは言えないため、補助金交付の要件に反するものではない。なお、地域交流の趣旨を害する内容とは、公序良俗に反するものや、互いの文化を否定したり、おとしめたりするもの等である。

前述のとおり、広告料収入を得たことだけをもって営利を目的とする行為があると考えられるものではないが、本件においては、広告料収入さえなかったものであるから、それ以上の判断をする必要がないと考えている。

(2) 補助金交付要綱第3条第1号に規定する地域住民への周知について

地域住民については、補助金交付要綱において明確に規定をしていないが、第1条に規定する「地域住民」は、基本的には市内全域の住民である。一方、第3条第1号に規定する「地域住民」については、学校行事の内容等、諸般の事情を考慮して個々の学校行事に応じて判断すべきものである。

美術展において、千葉朝鮮学校は、近隣小中学校5校へのチラシの配布、近隣宅へのポスティング、JR新検見川駅や近隣商店街へのチラシの配布、教育研究会での告知、近隣小中学校長等への招待状の送付、学校のフェイスブックへの掲載、学校の前に看板を立てて通行する人に向けての周知、地元自治会やマスコミ各社等からの後援の獲得などを行ったことを、実績報告書及びヒアリング等により確認した。また、市の職員が、朝鮮学校から受け取ったチラシ・ポスター等を市内全域の公民館、区役所、図書館及び市立小中学校等に教育委員会等の連絡ボックスを活用して配布した。

美術展における実際の来場者は、延べ約500人で、そのうち約350人が日本人だったと報告を受けている。入場者数は、千葉朝鮮学校の職員が入口付近でカウンターにより計測した。

芸術発表会において、朝鮮学校は、花見川区役所、花園公民館、近隣小中学校5校へのチラシの配布、学校近隣宅へのポスティング、近隣小中学校長等への招待状の送付、学校のフェイスブックへの掲載などを行ったことを、実績報告書及びヒアリング等により確認した。芸術発表会については、市の職員は周知には関わっていない。

芸術発表会における実際の来場者は、約300人で、そのうち約80人が日本人だったと報告を受けている。

以上のことから、美術展及び芸術発表会のいずれにおいても、補助金交付要綱第3条第1号に規定する「地域住民に広く周知され、その参加を促していること」が満たされていると認定した。

(3) 地域交流事業補助金の交付決定に係る補助対象団体の健全性の審査について

地域交流事業補助金は、用途を限定せず学校の運営全般を補助しようとする運営補助ではなく、補助金交付要件を満たす事業を実施した場合に、実際にその事業にかかった経費を審査した上で支給する事業補助の形態であり、補助金交付対象団体の運営・管理経費を対象とした補助とは異なる。

また、補助金交付要綱は、「外国人学校における地域交流の、取組みを促進し、もって在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促す。」ことを趣旨としており、この補助制度は、児童及び生徒と地域住民との交流による異文化との理解・友好の促進についてもその効果が期待できるものであることから設けられたものである。

そのため、補助対象団体の健全性は、要件としていない。

したがって、整理回収機構の仮差押えについての確認はしていない。また、地域交流事業補助金は、学校が行う地域交流事業を対象とした補助金であることから、地域交流事業自体の公益性、効果及び当該事業が補助金交付要綱に従って行われているかを審査しており、朝鮮総連と千葉朝鮮学校との関連については、調査していない。

今回、補助対象としている美術展及び芸術発表会については、市職員が朝鮮語の分かる者を伴って視察を行っており、その中で、朝鮮総連との関連等は特に見受けられなかったと認識している。

(4) 補助金交付要綱及び地域交流事業補助金支出の公益上の必要性について

文部科学大臣通知は、補助金の公益性、効果等に関する十分な検討、補助金の趣旨及び目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保などを留意点とした内容で、千葉県総務部長を通じて、平成28年4月11日に本市に通知された。当時、文部科学大臣は、当該通知について「減額や停止を求めたものではない。」と発言している。

文部科学大臣通知の内容を検討した結果、本市の補助金は地域交流を目的としており、公益性、効果及び補助金の趣旨に沿っているかなどを局内で検討し、最終的に市長に説明し、判断を仰いで継続を決定した。

なお、地域交流事業補助金については、実績報告書、収支決算書、補助対象経費に係る領収書等の検査により適正な執行に努めているほか、市ホームページにおいて、予算額が500,000円であること、補助目的や期待される効果等を公表している。

財団法人朝鮮奨学会が、各種学校である朝鮮学校を奨学援護対象としていないことについては、公益財団法人等が、どのような、奨学援護を行うかは、その法人等の目的、資産、予算などその法人等の事情によるものであるから、これを地域交流事業補助金の違法又は不当なことを裏付ける資料の一つと見ることはできないと考えており、これを理由に補助金交付要綱に瑕疵があるとは認められない。

広島高裁平成13年5月29日判決は「長が補助金を交付する際に行った公益上の必要性の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣

旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮し検討することが必要」と、千葉地裁平成23年10月11日判決及び神戸地裁平成26年4月22日判決は「長が社会的・地域的諸事情を総合的かつ合理的に勘案して政策的に判断するものであり、その判断には一定の裁量権が認められるというべきであり、その裁量を逸脱・濫用した場合に違法となる。」と判示している。

これを本件についてみると、地域交流事業補助金の目的は「外国人学校に在籍する児童・生徒が地域の人々との交流を通じて健やかに成長し、自立していくことが千葉市にとっても重要であることから外国人学校における地域交流の取組みを促進すること」であり、補助対象は「外国人学校が実施する児童及び生徒と地域住民との交流に資する事業に要する経費」に限定されていること、地域交流事業補助金の額は、議会の議決を経た予算の範囲内で、学校に対するヒアリングや制度の趣旨を踏まえた必要最低限度の額である500,000円を上限に設定されており、さらに、地域交流事業補助金は、補助金交付要綱の要件をいずれも満たしており、市が「公益上の必要性」があると判断したことは、不合理であるとはいえない。

3 関係人の説明

(1) 芸術発表会のプログラムにおける広告掲載の実態について

芸術発表会のプログラムに広告を掲載している方々は、主に千葉県在住の在日同胞や千葉朝鮮学校の保護者であり、千葉朝鮮学園に対し、お金や物の寄附をしてくださったり、いろいろな形で協力や支援をしてくださっている方々である。寄附に対する感謝の意を込めて、プログラムに広告を掲載している。

広告を掲載するようになったのは、数十年前に学校ができた当時からである。芸術発表会のほかには、運動会のパンフレットにも、同様に掲載している。

補助事業について、市からの補助金以外の収入はない。

広告掲載にあたり、広告料はもらっていない。また、広告を掲載した方々から、プログラムの作成費用も、もらっていない。

受け取ったお金や物は、一般寄附であって、広告料に相当するものではないと考えている。

平成27年度の芸術発表会のプログラムには、平成27年度に寄附をしてくださった方の広告を掲載している。

広告の掲載の割り付けに関し、明確な金額の基準はない。多額の寄附については一面、その額によって半分など、大体で決めている。寄附の金額によって広告の大きさなどに差が出ているため、例えば、名前が出るのであれば寄附しようか、大きく掲載してほしいからたくさん寄附しようかという方もいると思うが、それは寄附者の気持ちの問題であり、明確な金額の基準はない。一方で、名前を載せなくても良い、載せてほしくないという寄附者もいるため、プログラムに広告を掲載している方は、寄附をしてくださった方全員ではなく、そのうちの一部である。寄附者から実際に受け取った金額は、答えられない。

広告の図柄や掲載文の作成は、寄附者に頼み、原稿を提出してもらっており、指定

されたものはそのとおりに掲載している。毎回、同じ内容のものもあるが、その都度、確認している。一方、名前だけを掲載する場合は、我々が作成している。寄附者からお祝いの言葉を入れるように要求があった場合は、載せることにしているが、要求がない場合は載せない。

(2) 金剛保険株式会社及びハナ信用組合の広告について

金剛保険株式会社及びハナ信用組合の広告が、店頭チラシと同一のものという認識はない。前述のとおり、広告の図柄や掲載文については、寄附者から指定されたものを、そのとおりに掲載している。

金剛保険株式会社の広告が、昨年と比べて大きくなったのは、創立40周年記念だったからである。寄附の金額が多少増えたことも影響している。

広告を大きく掲載することによって、会社からの寄附の金額が増えることはあるが、一般寄附として以外のお金は、受け取っていない。

(3) 寄附金の募集及び受入方法

寄附は、芸術発表会のための寄附ではなく、年間を通しての寄附である。一般寄附として、美術展や芸術発表会などの行事を含む学校の運営に使えるお金を受け入れている。

募集は、同胞宅への訪問により行っている。学校がお金を必要としているということは、同胞達の皆が知っているので、自ら学校を助けてくれる。

受入れに関して、決まった時期はないが、運動会の際などに持参される方が多い。受領の書類は、希望がなければ特に渡していないが、受領した金額等は台帳に記録している。

(4) 千葉朝鮮学園の収支について

千葉朝鮮学校の運営経費の財源は、主に児童及び生徒からの授業料と寄附金である。

平成27年度の法人収入の合計は、56,734,984円で、その内訳は、学生生徒等納付金収入が16,916,500円、寄附金収入が31,766,925円及びその他の収入等が8,051,559円である。地域交流事業補助金の収入は、その他の収入等に含まれる。

また、法人支出の合計は、56,734,984円で、その内訳は、人件費が33,724,358円、教育研究経費が19,538,098円、その他の支出等が4,024,463円及び期末未払金が△551,935円である。美術展及び芸術発表会の事業費は、教育研究経費のうち行事費に含まれる。

(5) 周知した地域住民の範囲について

美術展のチラシは約17,000枚、芸術発表会のチラシは約2,000枚印刷した。

美術展のチラシの一部は、市に持参し、市内全域の区役所、公民館及び小中学校等への配布をお願いした。

芸術発表会のチラシは、学校が、花見川区役所、花園公民館、近隣小中学校及び近隣宅に配布した。近隣宅には、生徒たちがポスティングした。

チラシのほかに、近隣小中学校長など約100人に招待状を送付し、また、学校のフェイスブックを使用し、周知をした。

(6) 補助事業の効果について

芸術発表会は、学芸会という名称で、学校創立当時から開催していた。

平成25年度から、地域交流事業補助金の交付の対象となり、以降、名称を芸術発表会に変え、積極的に地域の方々を招くようになった。

学芸会だった頃は、地域の方の参加は少数だったが、芸術発表会となった現在は、地域の花園中学校の生徒たちの出演があり、日本の方の演目があり、観客の約5分の1が日本の方、地域の方であるなど、多くの方々と交流を図ることができている。開催時のアンケートには、児童生徒の保護者も、地域の方も、とても良い感想を書いていた。また、千葉朝鮮学校の児童生徒も良い感想を述べていた。

子供たちの教育のためを第一に行っているものであるが、地域との交流のために行っている行事でもある。

日本人の中には、報道されているような反日的な教育をしているのではないかなど、誤った認識を持たれている方もおられるので、この補助金の交付を受けることにより、千葉市の地域交流事業を行っている朝鮮学校であると、良い印象を持ってもらえたと思っている。

最近、美術展や芸術発表会以外でも、舞踊部の子たちが花見川区民まつりで踊ったり、チャンダン部の子たちが公演をするなど、地域から頼まれて出演し、交流する機会が増えている。今後も積極的に交流していきたいと思っている。

4 判断

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定については、自治法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

本件監査請求については、監査委員の全員の意見が一致せず、合議が不調に帰したので、監査についての決定をすることができなかった。

なお、参考までに監査委員の判断内容を以下に付記する。

(1) 本件補助金支出における補助金交付要綱違反等の有無について

ア 本件広告は、補助金交付要綱第3条第3号に規定する「営利を目的とするものでないこと」として認められるか否か

(ア) 請求人の主張

芸術発表会において来場者全員に配布されたプログラムには広告が掲載されており、その掲載内容は、千葉朝鮮学校が主張する「感謝の意を込めて載せているもの」もあれば、「営利を目的としたもの」もある。

「金剛保険株式会社」及び「ハナ信用組合」の広告には、他の広告において掲載されている千葉朝鮮学校に対する祝辞すらなく、これらは、通常一般に配布され、又は窓口に置かれている営業用のパンフレットそのものであり、明らかに「営利を目的とした企業広告」である。

芸術発表会で千葉朝鮮学校が営利を目的としていなくても、会場で配布されるすべての配布物において「営利を目的とするものでないこと」は、補助金交付を受ける者に課せられた要件である。

(イ) 監査対象部局の説明

補助金交付要綱第3条第3号に定める「営利を目的」とする行為とは、補助事業の実施主体である千葉朝鮮学校が、補助事業である地域交流事業そのものにおいて直接、利益を得ることを目的とする行為である。具体的には、補助事業の実施に必要な経費を超えて収益を上げた場合等と考えており、入場料や物品販売の価格設定が一般的な金額と比べて高額である等の場合は、営利目的と認定される可能性が高いと考えられる。

千葉朝鮮学校は、寄附に対する感謝の意を表すためにプログラムに広告を掲載しており、広告料等の対価は得ておらず、それを裏付けるように芸術発表会に係る収支決算書にも広告料収入等が計上されていないことが認められた。したがって、第3条第3号に規定する「営利を目的とするもの」と認める前提を欠いている。

なお、広告料収入を得たことだけをもって営利を目的とする行為があると考えられるものではないが、本件においては、広告料収入さえなかったものであるから、それ以上の判断をする必要がない。

(ウ) 千葉朝鮮学園理事（千葉朝鮮学校校長）の説明

芸術発表会のプログラムの広告掲載者は、在日同胞や千葉朝鮮学校の保護者等

で、千葉朝鮮学校に対し寄附や協力、支援をしてくれた方であり、それらに対する感謝の気持ちを込めて広告を掲載している。広告料やプログラムの作成費用はもらっていない。

寄附は、年間を通して、学校の運営に対する一般的な寄附として受け入れている。多額の寄附をした方であっても、載せてほしくないという方もいる。広告の大きさ等については、寄附の金額によって差があるが、一定の基準はない。

広告の図柄等は、寄附者等が作成したものを掲載しており、金剛保険株式会社及びハナ信用組合の広告が、店頭で配布されているものと同一であるとの認識はなかった。お祝いの言葉は、寄附者等から要求があった時のみ載せている。

(エ) 監査委員の判断

a 請求に理由がないとする見解

(a) 補助金交付要綱第3条は、本文において、補助事業の要件として「補助金の交付対象となる事業は、外国人学校が実施する学校行事のうち、児童及び生徒の地域住民との交流に資するものであって、次の各号のいずれにも該当するもの」と規定し、これに付加して同条第3号において「営利を目的とするものでないこと」と規定している。

したがって、補助金交付要綱は、外国人学校が、その行う補助事業それ自体につき「営利を目的とするものでないこと」を要求していると解するのが相当である。

なお、「営利を目的とするものでないこと」を要件とした趣旨は、本件補助事業の目的が「外国人学校に在籍する児童・生徒の健やかな成長と自立を促すため、外国人学校における地域住民との地域交流の取組みを促進する」ことであることから、その主役である児童・生徒と地域の人々とが交流する場を営利目的に活用することは、学校が行う地域交流事業にふさわしくないという判断によるものと考えられる。

(b) ここで、営利とは、経済的な利益の獲得を目的とする行為をいうと解するのが相当である(『新版 金融実務辞典』香川保一外2名 株式会社きんざい：98頁)。

(c) そこで、本件補助事業である本件芸術発表会それ自体に、経済的な利益の獲得を目的とする行為があったか否かを検討する。

関係各証拠によると、

- ① 芸術発表会は、入場料が無料であったこと。
 - ② 芸術発表会で行われた個々の演目を鑑賞するにつき、料金を徴収したことはなかったこと。
 - ③ 芸術発表会において配布されたプログラムは、無料であって、その販売もしていなかったこと。
 - ④ さらに、芸術発表会の会場等で、物品の販売もしていなかったこと。
- が、認められる。

以上の諸事情からすると、外国人学校である千葉朝鮮学校が、補助事業で

ある芸術発表会自体において、経済的な利益を獲得する行為などの営利を目的とする行為を行ったとは、認められない。

(d) 請求人は、「金剛保険株式会社及びハナ信用組合の広告は、通常一般に配布され、又は窓口に置かれている営業用のパンフレットそのものであり明らかに営利を目的とした企業広告である。」「芸術発表会で千葉朝鮮学校が営利を目的としていなくても、会場で配布される全ての配布物において『営利を目的とするものでないこと』は、補助金交付を受ける者に課せられた要件である。」旨主張する。

しかしながら、請求人の主張は、是認できない。その理由は、次のとおりである。

- ① 補助金に関する自治法第232条の2は、もともと地方公共団体が補助金を支出することができる要件として「公益上の必要」のみを掲げ、「営利の目的」についてまで、言及していない。よって、補助事業に関連して何らかの「営利を目的とする行為」があっても、補助事業に「公益上の必要」がある場合もあり得ること。つまり、「営利を目的とする行為」があっても「公益上の必要」があれば、地方公共団体は補助金を支出することができること。
- ② 「営利を目的とするものでないこと」の行為主体は、補助金交付要綱第1条及び第3条の規定の文理上、外国人学校であって、その他の者を規定対象とはしていないこと。
- ③ 補助金交付要綱第3条は「補助金の交付対象となる事業は、営利を目的とするものではないこと」と規定し、文理上、補助事業それ自身が「営利を目的とするものではないこと」を求めていること（反対に、同3条は、文理上「補助事業に関連する全ての営利を目的とする行為を禁止する。」というまでの文言とはなっていないこと。）。
- ④ 請求人主張の広告は、千葉朝鮮学校が、「本件補助事業」によって、経済的な利益の獲得を目的とするものではないから、上記②③に該当しないことは当然であること。
- ⑤ 更に、そもそもプログラムにおける広告の掲載とその広告料の取得については、その事業の自主財源の確保という観点から否定されるべきものではなく、かつ、補助金交付要綱第3条は、文理上、広告料の取得までも禁止したものと解することはできないこと（なお、広告料収入については、芸術発表会に係る収支計算書には広告料収入に該当するものは計上されていないこと、監査対象部局が千葉朝鮮学園の法人の収支計算上、法人としての収入に広告料収入が計上されていないことを確認していることから、千葉朝鮮学校が本件芸術発表会のプログラムに掲載した広告につき広告料を受け取ったとまでは認めることができない。）。
- ⑥ 請求人の主張は広告の掲載を全面的に禁止するというまでのものではないところ、もともと「広告」は「顧客を誘致するために、商品や興業物などについて、多くの人に知られるようにすること」を意味するから、掲載

された文書の内容が、各広告主の窓口に置かれた営業用のパンフレットと同一内容のものであっても、祝辞が掲載された内容のものであっても、広告であれば、性質上、営利的側面が含まれることを否定できないこと。

(e) したがって、本件においては、その余の事情を判断するまでもなく、請求人の主張は、認められない。

(f) 以上のことから、本件補助金の支出にあたり、監査対象部局が「営利を目的とするものでないこと」の交付要件を満たしているとした判断は、補助金交付要綱に違反しているとは認められない。

b 請求に理由があるとする見解

(a) 一般的に、広告に営利性のないものはなく、たとえ名前だけであっても、広告掲載者に何らかの利益をもたらすものである。まして、請求人が問題とする金剛保険株式会社及びハナ信用組合の広告のように、当該団体の業務内容が入ったものであればなおさらである。

(b) 監査対象部局と千葉朝鮮学園は、広告は寄附金に対する感謝の意を込めて掲載しているもので、広告料収入はないとしている。しかしながら、千葉朝鮮学園は、芸術発表会及び運動会の2つの行事の際に多くの寄附金が集まる、金額の多寡により広告の大きさが概ね決まる、パンフレットに名前が出るから寄附しようという人もいる等と述べているところ、これらの事実からすれば、寄附金と広告掲載との間には関連があり、千葉朝鮮学園には、実質的に広告料収入と同視できる収入があったとみるのが相当である。

(c) なお、上記(b)の広告料収入があったことをもって直ちに補助金交付要綱第3条第3号の「営利を目的」に該当すると考えるものではないが、当該収入が高額であれば「営利を目的」に該当する可能性が否定できない。監査対象部局は、芸術発表会開催時の寄附金収入について積極的な確認をしたとまでは認められず、また、千葉朝鮮学園も寄附金額の全容を明らかにしないから、芸術発表会について、「営利を目的とするものでない」と判断することはできない。

イ 芸術発表会の実施に際し、補助金交付要綱第3条第1号に規定する地域住民への周知性が認められるか否か

(ア) 請求人の主張

監査対象部局は、「地域住民」の範囲について、平成27年度職員措置請求時の関係職員の陳述において、「全ての日本人の方を想定している」と述べ、その1週間後には、「市内全域」と修正して監査委員に回答した。ところが、その後の住民訴訟では、「芸術発表会における地域住民の範囲は、市内全域ではなく、その行事が行われる場所、規模によって異なる。」と述べており、理解できない。

(イ) 監査対象部局の説明

補助金交付要綱では明確な規定をしていないが、第1条の「地域住民」につい

ては、基本的には市内全域であると考えており、第3条第1号の「地域住民」については、学校行事の内容等々、諸般の事情を考慮して個々の学校行事に応じて判断すべきものと考えている。

芸術発表会に係る地域住民への周知については、千葉朝鮮学校が、花見川区役所、花園公民館及び近隣小中学校5校へのチラシの配布、学校近隣宅へのポスティング、近隣小中学校長への招待状の送付並びに学校のフェイスブックへの掲載を行ったこと、また、当日の来場者数は約300人で、うち、花園中の軽音楽部14人を含む地域住民が約80人であったことを、実績報告書により確認し、同要綱第3条第1号に規定する「地域住民に広く周知され、その参加を促していること」が満たされていると認定した。

(ウ) 千葉朝鮮学園理事（千葉朝鮮学校校長）の説明

芸術発表会の実績報告書に記載の広告費5,000円については、チラシを2,000枚作成した費用である。個人宅へのチラシのポスティングは生徒が行い、区役所や公民館、近隣小中学校へのチラシの掲載依頼、小中学校長への招待状の送付及びフェイスブックへの掲載は、学校が行った。

(エ) 監査委員の判断

(a) 「地域住民」の定義について、補助金交付要綱に明確な規定はないが、第1条が、地域交流事業補助金の趣旨を「外国人学校が実施する児童及び生徒と地域住民との交流に資する事業に要する経費を補助する。」と規定していることからすれば、第3条第1号の「地域住民」の範囲は、外国人学校が存在する周辺に居住する千葉市の住民を基本とし、学校行事の内容、規模及び参加者等、諸般の事情を考慮して、個々の学校行事に応じて判断されるべきものと考えられる。

したがって、この考え方にに基づき、芸術発表会において、補助金交付要綱第3条第1号に規定する「地域住民に広く周知され、その参加を促していること」が満たされているか否かについて、以下、検討する。

(b) 芸術発表会における地域住民への周知については、監査対象部局が主張するとおり、実績報告書により、近隣住民及び小中学校等へのチラシの配布等の事実が認められる。また、地域住民の来場者数についても、約80人の来場があったことが認められるので、周知活動による一定の集客効果があったと認められる。

(c) したがって、本件補助金の支出に当たり、監査対象部局が地域住民への周知について交付要件を満たしているとした判断は、補助金交付要綱に違反しているとは言えない。

ウ 本件補助金支出における千葉市補助金交付規則違反の有無について

(ア) 請求人の主張

「朝鮮学校が北朝鮮の支配下にある朝鮮総連の影響下にあることは疑いようの

ない事実」だとする政府見解があり、千葉朝鮮学校に対する補助金の交付は、このような日本国政府の方針に逆行している。

千葉朝鮮学校は、整理回収機構による資産仮差押えを受けているから、健全な学校運営を行っていないこと、財政状況が不良であることが認められる。

しかしながら、千葉市は、仮差押えの事実確認に対応せず問題解決への対応もしない不誠実な千葉朝鮮学校に対し、補助金を支出している。

千葉市の全ての補助金制度はその運営に関し健全性を求めているが、補助金交付要綱は、対象となる学校の財政等の健全性を問わないことから、本件補助制度が千葉朝鮮学校の為に作られた制度であることは明白である。

(イ) 監査対象部局の説明

本市の地域交流事業補助金は、用途を限定せず学校の運営全般を補助しようとする運営補助ではなく、補助金交付要件を満たす事業を実施した場合に、実際にその事業にかかった経費を審査した上で支給する事業補助の形態である。

また、地域交流事業補助金は、「外国人学校における地域交流の取組みを促進し、在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促すため」に支出するものであり、更に、児童及び生徒と地域住民との交流による異文化の理解や友好の促進についても、その効果が期待できるものであることから設けた制度である。

したがって、整理回収機構の仮差押えの存否やその内容の確認はしていないし、また、朝鮮総連と千葉朝鮮学校との関連についても確認していない。

(ウ) 監査委員の判断

a 請求に理由がないとする見解

(a) 請求人が主張する「健全性」の具体的内容については明らかではないが、整理回収機構の仮差押えについては、調査の結果、その事実が認められたので、本件補助金の対象団体の財政の健全性について考慮すべきか否かについて、検討する。

千葉市補助金交付規則第4条は、補助金の交付決定にあたっては当該補助金の交付が法令に違反しないかどうか調査すべきと規定しているが、補助対象団体の健全性について具体的に規定したものはない。また、「補助金の執行事務の適正化について」(平成17年5月12日付け財政部長通知)は、交付決定にあたっては必要により交付先団体の財政状況も審査対象とすることとしているが、これは、前年度余剰金等がある団体について必要に応じ補助金額の調整をするためであり、主に補助金交付団体の運営、管理経費を対象とした補助金を念頭においたものと認められる。

したがって、千葉朝鮮学園が、整理回収機構の仮差押えを受けていても、本件補助金の支出が、千葉市補助金交付規則に違反するものではない。

(b) 自治法第232条の2は、「公益上必要」の要件を満たせば、地方公共団体は寄附又は補助をすることができる」と規定しているが、法令はその内容を具体的に定めておらず、本件のように学校施設が仮差押えを受けている場合な

どにつき直接の言及をしていない。よって、補助対象団体の財政的健全性は、独立の要素ではなく、「公益上必要」を判断する上での一要素と見れば足りることになる。そうすると、「公益上必要」の有無は、各地方公共団体（最終的には、支出権限を有する長等）の判断によらざるを得ず、その判断は、特に社会通念上不合理的な点がある場合又は特に不公正な点がある場合でない限り、これを尊重すべきこととなる。

- (c) 本件補助金においては、補助事業の目的、効果、態様、当該事業を実施する団体の財政状況等諸般の事情を総合的に考慮して「公益上必要」の要件が満たされているかどうか、補助金交付の趣旨に則して事業が実施されたかどうかを関係法令に照らして審査することとなるが、後述のとおり、本件補助金に関しては、自治法第232条の2の「公益上必要」は肯定できるから、本件補助金の支出が違法又は不当なものともみることができない。
- (d) なお、請求人は、補助金の支出により資産が残るような場合を念頭においているようであるが、本件補助金は、資産に関するものではなく、その事業によって費消され、かつ、補助金交付要綱が規定するように「在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促す。」とか「外国人学校が実施する学校行事により、児童及び生徒の地域住民との交流に資する。」という性質のものであるから、仮差押えや本差押えによって無駄になるものではない。

b 請求に理由があるとする見解

監査対象部局は、地域交流事業補助金は、使途を限定せず学校の運営全般を補助しようとする運営補助ではなく、補助金交付要件を満たす事業を実施した場合に、実際にその事業にかかった経費を審査した上で支給する事業補助の形態であるから、整理回収機構による仮差押えの事実についても、朝鮮総連との関係についても、確認はしていないと説明している。

しかしながら、補助対象団体が、受領した補助金を当該団体の運営経費に充当するか、補助事業の経費に充当するかは、単に概念上の区別でしかない。したがって、運営補助と事業補助を峻別し、事業補助の場合には、補助対象団体の財政的健全性について何の確認も考慮もしないとする監査対象部局の主張は是認できない。後述のとおり、千葉朝鮮学園に対する補助金の支出を疑問に思う市民も一定程度存在するであろう現在の状況下においては、より慎重な対応が求められるべきである。

(2) 本件補助金支出における公益上の必要性の有無について

(ア) 請求人の主張

平成28年3月29日付けで文部科学大臣通知が発出されており、補助金の支払対象先が千葉朝鮮学校であるならば、事業に対する補助金であっても当該通知の対象となるのは明白である。

日本国内においては、国籍に関係なく誰でも義務教育を受けられる権利が守られており、親が学校を選ぶ権利まで守られている。朝鮮学校は、日本の学校の規

定に縛られず独自の教育を行う為に設立され、自ら望んで各種学校としているのであって、カリキュラム、教育方針ともに日本の学校の規定に当てはまらないのは当然である。

また、公益財団法人朝鮮奨学会は、各種学校である朝鮮学校を奨学援護対象としておらず、これは、在日韓国人・朝鮮人が朝鮮学校に対し公益性を認めていないからであり、その朝鮮学校に千葉市の公金を支出するのは不条理である。

このように、北朝鮮本国及び朝鮮総連の影響下にある朝鮮学校に補助金を支出する行為は市民だけでなく、拉致被害者及びその家族、日本国民全体を愚弄する行為であり、何の公共性も見出せない無駄な支出である。

(イ) 監査対象部局の説明

文部科学大臣通知に関しては、補助金の公益性、効果等に関する十分な検討、補助金の趣旨、目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保などを留意点とした内容の通知が、千葉県総務部長を通じて、平成28年4月11日に本市に通知された。文部科学大臣は、当該通知について「減額や停止を求めたものではない。」と発言している。通知の内容を検討した結果、本件補助金は地域交流を目的としており、公益性、効果、補助金の趣旨に沿っているかなどを局内で検討し、最終的に市長に説明し、判断を仰いで継続を決定した。

地域交流事業補助金の目的は「外国人学校に在籍する児童・生徒が地域の人々との交流を通じて健やかに成長し、自立していくことが千葉市にとっても重要であることから外国人学校における地域交流の取組みを促進すること」であり、補助対象は「外国人学校が実施する児童及び生徒と地域住民との交流に資する事業に要する経費」に限定されていること、補助金の額は、議会の議決を経た予算の範囲内で、学校に対するヒアリングや制度の趣旨を踏まえた必要最低限度の額である500,000円を上限に設定されており、さらに、地域交流事業補助金は、補助金交付要綱の要件をいずれも満たしており、千葉市が「公益上の必要性」があると判断したことは、不合理であるとはいえない。

また、公益財団法人等が、どのような奨学援護を行うかは、その法人等の目的、資産、予算などその法人等の事情によるものであるから、これを本件補助金の違法又は不当なことを裏付ける資料の一つと見ることはできないと考えており、これを理由に本件要綱に瑕疵があるとは認められない。

なお、近隣の小中学校との交流も継続して実施されていること、他の学校行事において地元自治会から後援を受けることができたこと等の話を朝鮮学校から聞いており、本事業の実施により、地域交流が促進されていると認識している。

(ウ) 千葉朝鮮学園理事（千葉朝鮮学校校長）の説明

芸術発表会への地域住民の参加については、平成25年度から補助金の交付対象となったことから、積極的に地域の方々を招くようになった。花園中学校の生徒の出演があり、日本の方の演目があり、観客の約5分の1が日本の方、地域の方であるなど、多くの方々と交流を図ることができている。開催後のアンケート

には、児童生徒の保護者も、地域の方も、とても良い感想を書いてくれた。また、千葉朝鮮学校の児童生徒も良い感想を述べていた。最近では、区民まつり等への出演を依頼されることもある。今後も、積極的に地域交流を行っていきたい。

(エ) 監査委員の判断

a 請求に理由がないとする見解

- (a) 「自治法第232条の2に規定する「公益上必要」の要件に関しては、様々な行政目的を斟酌した政策的な考慮が求められる」とし、「寄附又は補助が『公益上必要がある場合』の要件に適合するかどうかの判断については、長等にその裁量権が付与されており、その行使に逸脱、濫用がある場合には、当該寄附又は補助はその要件を満たさないものとして違法とされ」、「裁量権行使に逸脱、濫用がある場合とは、特に社会通念上不合理な点がある場合又は特に不公正な点がある場合にほかならない。」(『最高裁判所判例解説 民事篇平成17年度(下)(7月～12月分)』財団法人法曹会：738頁)とされている。
- (b) 補助金交付要綱第1条によると、本件補助金交付の趣旨は「外国人学校における地域交流の取組みを促進し、在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促すため」と認められ、また、第3条によれば、交付対象事業は、「外国人学校が実施する学校行事のうち、児童及び生徒の地域住民との交流に資するもの」と規定していることから、外国人学校に在籍する児童及び生徒の利益のみならず、地域交流の相手方である地域住民の利益ともなっていることが認められる。このようなことからすると、監査対象部局が主張する、児童及び生徒と地域住民との交流による異文化の理解や友好の促進についても、その効果が期待できるものであり、補助金交付要綱には公益性が認められる。
- (c) 次に、請求人は、朝鮮学校が日本の学校の規定に縛られることなく独自の教育を行っていることから、千葉朝鮮学園に対する本件補助金の支出に公益性がないと主張する。しかしながら、千葉朝鮮学校は、学校教育法第134条に基づく各種学校として千葉県知事の認可を受けて設置されているものであり、私立各種学校を設置する準学校法人に対する補助については、私立学校法及び私立学校振興助成法において認められている。この法令の規定からすると、千葉朝鮮学校の教育内容を根拠に本件補助金の支出に公益性がないとする請求人の主張は、認められない。
- (d) 監査対象部局の視察記録によれば、次の事実が認められる。
- ① 芸術発表会当日に披露された16演目(演劇、歌、合奏及び舞踊等)については、千葉朝鮮学校児童及び生徒による民族舞踊や民族楽器の演奏など、朝鮮の伝統文化を題材とするものや千葉朝鮮学校の継続・発展をアピールする内容のものが多かったが、そのほかに花園中学校軽音楽部による楽器演奏が披露され、同演目では千葉朝鮮学校の児童及び生徒も舞台上がり、ともに発表する機会が設けられている等から、異文化との交流が促進されたこと。

② また、芸術発表会当日の来場者数は約300人で、来場者のうち約80人が地域住民であり、地域住民にとっても異文化に触れる機会となったこと。

③ 披露された演目のほぼ全てが朝鮮語で発表されていたが、地域住民向けに適宜日本語でアナウンスされ、スクリーンにはほぼ全てのセリフ及び歌詞に日本語訳が映写されるなど、異文化をより理解するための配慮や工夫が行われていたこと。

④ また、近隣小中学校との交流も継続して実施され、他の交流事業において地元自治会等の後援を受けることができるなど、地域交流が図られていること。

以上の諸事実からすると、芸術発表会については、自治法が要求する「公益性」を満たすことが認められる。

したがって、本件補助金の支出については公益性が認められる。

(e) また、収支決算書によると、芸術発表会の事業費は419,613円で、うち337,580円が会場使用料となっており、多くの費用が会場使用料に充てられている。芸術発表会の会場は美浜文化ホールで行われたが、会場の選定についても千葉朝鮮学校には体育館がないため、同校で実施することは広さの面から困難であることや、会場を同ホールにすることによって幅広く地域交流の機会が持てること、更に、芸術発表会の内容及び態様を考慮すると、会場を美浜文化ホールにしたことも合理的な理由がある。

そして、本件補助金額は213,000円で事業費419,613円の約半額に留まること、本件補助金の充当先は使用料・賃借料、運搬費及び消耗品費という実費で補助金の全額が芸術発表会という事業の実施に必要な範囲で使われていること、収支決算書に添付された領収書に照らしても上記費用を超えて使われたものはなかったから本件補助金が事業関係者によって他に流用されるなどの不正使用はなかったことが各認められる。

以上の諸事実をみると、本件補助金の支出には、不必要な支出はなかったと認められる。

(f) なお、請求人は、公益財団法人朝鮮奨学会が各種学校である朝鮮学校を奨学援護の対象としていないと主張するが、公益財団法人等が、どのような奨学援護を行うかは、その法人等の目的、資産、予算などその法人等の事情によるものであるから、これを本件補助金の違法又は不当なことを裏付ける材料の一つと見ることはできない。

(g) 請求人は、文部科学大臣通知について、監査対象部局が本件補助金を本通知の対象と認識していないことを前提とした主張をしている。しかしながら、監査対象部局は、本件補助金を本通知の対象として認識しており、本通知を受けて検討した結果、本件補助金は地域交流を目的としており、公益性、効果、補助金の趣旨に沿っているかなどを確認し、継続を決定したことが認められた。また、実績報告書、収支決算書、補助対象経費に係る領収書等の検査により適正な執行を確保していること、及び市ホームページにおいて、予

算額が500,000円であること、補助目的や期待される効果等を市民に公表していることが認められた。

よって、文部科学大臣通知についての請求人の主張は認められない。

b 請求に理由があるとする見解

- (a) 監査対象部局は、本件補助金は、学校が行う地域交流事業を対象とする事業補助だから、事業の公益性や効果については審査しているが、朝鮮総連との関係については確認していない、と説明している。
- (b) しかしながら、朝鮮学校は、「北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総連が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしている。」との政府見解は、文部科学大臣通知でも示されており、また、千葉市議会では、平成28年第1回定例会において「北朝鮮による核実験及び弾道ミサイルの発射に対し厳重抗議する意見書」が全会一致で議決されているのであって、千葉朝鮮学園に対する補助金支出を疑問に思う市民も一定程度存在するであろう状況下において、上記(a)の朝鮮総連との関係については確認しないとの主張は、是認することができない。
- (c) 監査対象部局は、補助事業について、実績報告書やヒアリング、実績報告書に添付される領収書等でその内容を確認し、公益性について判断したと説明しているが、事業内容の確認及び公益性の判断を、上記(a)の考えを前提に行っていたとすれば、公益性についてどのような視点、認識のもとに検証したのか、公益性について厳密に確認されたかが不透明である。

以上のことから、本件補助金の支出に公益上の必要性があると判断することもできない。